



埼玉県報

第681号
令和7年(2025年)
12月26日
金曜日

目次

規則

- 埼玉県公益法人認定等審議会規則の一部を改正する規則（文書課）
- 学校教育法施行細則の一部を改正する規則（県立学校人事課）

告示

- 自衛官の募集に関する告示（地域政策課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術機関の指定（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の変更の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の辞退の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の辞退の届出（社会福祉課）
- 富士見都市計画下水道（富士見市決定）の変更に係る図書の写しの縦覧（下水道事業課）
- 県道桶川停車場線の供用の開始（北本県土整備事務所）
- 県道鴻巣桶川さいたま線の供用の開始（北本県土整備事務所）
- 県道鴻巣川島線の供用の開始（北本県土整備事務所）

- 一般国道 299 号の区域の変更（秩父県土整備事務所）
- 県道下戦場塩貝戸線の区域の変更（秩父県土整備事務所）
- 県道皆野両神荒川線の区域の変更（秩父県土整備事務所）
- 県道皆野両神荒川線の区域の変更（秩父県土整備事務所）
- 県道寄居岡部深谷線の供用の開始（熊谷県土整備事務所）
- 埼玉県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程（政策調査課）
- 総A除) 025 水整第801号大久保浄水場生物活性炭吸着池機械設備工事に関する落札者等の公示（入札課）
- 埼玉県教育委員会定例会の招集（教委・総務課）

規則

埼玉県公益法人認定等審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年十二月二十六日

埼玉県知事 大野元裕

埼玉県規則第百三号

埼玉県公益法人認定等審議会規則の一部を改正する規則

埼玉県公益法人認定等審議会規則（平成二十年埼玉県規則第二号）の一部を次の
ようにより改正する。

第三条第一項中「公益法人」の下に「若しくは公益信託」を加える。
第十二条中「公益法人」の下に「又は公益信託」を加える。

附 則

この規則は、令和八年二月八日から施行する。ただし、第十二条の改正規定は、
令和八年四月一日から施行する。

規則

学校教育法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年十二月二十六日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

埼玉県教育委員会規則第三十九号

学校教育法施行細則の一部を改正する規則

学校教育法施行細則（平成十二年埼玉県教育委員会規則第十二号）の一部を次の
ようにより改正する。

第五条中「第二十三条第一項第九号」を「第二十三条第一項第十号」に改める。

第七条中「第二十三条第一項第十号」を「第二十三条第一項第十一号」に改める。

第八条第一項第五号中「及び」を「並びに」に改め、「生徒」の下に「及び学生」
を加える。

第十三条第一項中「同項第九号」を「同項第十号」に改める。

第十七条第二項中「申請、専修学校の」の下に「専攻科又は」を加え、「変更」
の下に「の届出」を加え、同条第三項中「第九条」を「第三条」に、「学科の設置
に係る学則」を「名称又は位置」に、「第三条から第五条まで」を「第九条の規定
は専修学校の専攻科の設置の届出及び専修学校の学科の設置に係る学則の変更の届
出について、第四条、第五条」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にされている市町村の設置する専修学校に係る申請又は
届出は、この規則による改正後の学校教育法施行細則の相当規定による申請又は
届出とみなす。

告 示

埼玉県告示第九百五十一号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第百十四条、第百十七条第一項及び第一百十八条の規定により、自衛官の募集について次のとおり告示する。

令和七年十二月二十六日

埼玉県知事 大野元裕

一 試験種目

第七回自衛官候補生試験

二 応募資格

イ 採用予定月の一日現在において年齢十八歳以上三十三歳未満の日本国籍を有する者。ただし、三十二歳の者にあっては、採用予定月の末日現在三十三歳に達していない者に限る。

ロ 自衛隊法（昭和二十九年法律第二百六十五号）第三十八条第一項各号に掲げる者に該当しないもの

三 応募者の受付

イ インターネットによる場合

自衛官募集ホームページ（<https://www.mod.go.jp/gsdf/jieikanbosyu/>）において受け付ける。

ロ 郵送又は持参による場合

各市役所、各町村役場並びに自衛隊埼玉地方協力本部及び各地域事務所において受け付ける。

四 募集期間

令和八年一月七日（水）から令和八年二月二日（月）まで

五 試験科目

イ 筆記試験（国語、数学、地理歴史、公民及び作文）
ロ 口述試験
ハ 適性検査
ニ 身体検査
ホ 経歴評定

六 試験期日

イ 筆記試験及び適性検査（Web試験方式）
令和八年二月十日（火）から同月十一日（水）までの間の一日を指定
ロ 口述試験及び身体検査
令和八年二月二十一日（土）から同月二十二日（日）までの間の一日を指定

令和八年二月二十一日（土）から同月二十二日（日）までの間の一日を指定

七 試験場の位置及び名称（口述試験及び身体検査）

イ 埼玉県さいたま市北区日進町一一四〇一七

九 陸上自衛隊大宮駐屯地

口 東京都練馬区大泉学園町

八 陸上自衛隊朝霞駐屯地

八 採用予定時期

令和八年三月下旬から同年四月上旬のうち指定する日

九 自衛隊埼玉地方協力本部及び各地域事務所の位置及び名称

イ 埼玉県さいたま市浦和区常盤四丁目十一番十五号浦和地方合同庁舎二階

自衛隊埼玉地方協力本部

（電話○四八一八三一一六〇四三一）

（ウェブ／＼<https://www.mod.go.jp/pco/saitama/>）

（電子メール hq1-saitama@pco.mod.go.jp）

口 埼玉県さいたま市大宮区桜木町二丁目三百七十六番地MS—1ビル二階

自衛隊埼玉地方協力本部さいたま地域事務所

（電話○四八一六五一一二四二一〇）

八 埼玉県所沢市西所沢一丁目九番十九号鹿島屋ビル三階

自衛隊埼玉地方協力本部入間地域事務所

（電話○四一二九二三一四六九一）

二 東京都練馬区大泉学園町陸上自衛隊朝霞駐屯地内

自衛隊埼玉地方協力本部朝霞地域事務所

（電話○四八一四六六一四四三五）

木 埼玉県熊谷市筑波二丁目九十八番地駅前パールビル二階

自衛隊埼玉地方協力本部熊谷地域事務所

（電話○四八一五二二一四八五五）

ヘ 埼玉県秩父市大野原四百九十一番地一関東森林管理局埼玉森林管理事務所内

自衛隊埼玉地方協力本部秩父地域事務所

（電話○四九四一一一一六一五七）

埼玉県告示第九百五十三号

告示

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療扶助並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関又は施術を担当する機関として、次の者を指定した。

令和七年十二月二十六日

埼玉県知事
大野元裕

科 会	医療法人社団新穂会 鶴瀬駅前皮フ	座 キツズクリニック新	器 科 いわさき内科・循環	入 ク 間 け や き クリニ	会 ニ ック 春日部	医 療 法 人 社 団 友 健	医 療 法 人 社 団 友 健	医 療 法 人 社 団 こ ろ	クリニック公園ばし 所沢いそのクリニック	医療法人社団 久仁会	名 称
穂会	医療法人社団新	歳 会 医療法人社団千	仁 会 医療法人社団智	や き 医療法人社団け	健 会 医療法人社団友	所 沢 市 東 所 沢 二 一 二 四 一 八	秩 父 市 中 村 町 四 一 九 一 二 三	開 設 者 名	所 在 地		
えり美ビル四階	富士見市鶴馬二六〇五一一〇	r e a F i v e 二 階 新 座 市 野 火 止 五 一 三 一 六 三 A	一 階 志 木 市 本 町 五 一 一 五 一 二	前 ビ ル 二 〇 七 入 間 市 河 原 町 一 一 三 入 間 市 駅	高 研 ビ ル 二 〇 二 春 日 部 市 中 央 一 一 五 八 一 四 最	令 和 七 年 十 二	令 和 七 年 十一	令 和 七 年 十 一	令 和 七 年 十一	指 定 年 月 日	
月 一 日	令 和 七 年 十二	月 一 日	令 和 七 年 十二	月 一 日	令 和 七 年 十一	月 一 日	令 和 七 年 十一	月 一 日	令 和 七 年 十一	指 定 年 月 日	

セキ薬局 新座大和田店		セキ薬局 町薬局	サンドラッグ蕨南	店 中央薬局	店 田所町	店 中央薬局	店 内ヶ島	花・花薬局中央店	薬局松山西	あるま薬局	株式会社ハート薬局 飯能大河原店	鶴ヶ島歯科クリニック	神澤歯科医院 ニック分院	医療法人祥大輝会 おばら内科腎クリニック
品 株式会社セキ薬	ラッグ	株式会社サンンド	株式会社ケージ	エフ	エフ	アンドエフ	エニアフ	株式会社エフア	A 株式会社ALM	株式会社ハート	内田 茂則	HIN美会	医療法人社団S	医療法人祥大輝会
新座市大和田五一一四一〇	蕨市南町四一二〇一五	深谷市田所町六一一九	深谷市内ヶ島六八八一八	春日部市中央八一八一一二	東松山市松山町二一四一四五	東松山市若松町一一八六六	一一	飯能市大河原九三五一三	鶴ヶ島市鶴ヶ丘九〇一四	久喜市葛梅三一二一四	富士見市関沢一一四一一四	会	医療法人祥大輝会	
月一日 令和七年十二	月一日 令和七年十二	月一日 令和七年十二	月一日 令和七年十二	月一日 令和七年十二	月一日 令和七年十二	月一日 令和七年十一	月一日 令和七年十一	月一日 令和七年十一	月一日 令和七年十二	月一日 令和七年十二	月一日 令和七年十一	月一日 令和七年十二	月一日 令和七年十二	

須藤 竜夫	村澤 龍成	吉田 紫乃	武井 健一郎	足立 綱一	氏名		
					住所		
すどう鍼灸院	術所 ツサージ所 マツサージ所 施沢	フレアス在宅 マツサージ所 マツサージ所 施	ひなた治療院	入間金子訪問鍼灸マツサージ院	城北在宅マツサ ジ院ラック	名称	施術所
飯能市南町九一一〇	二階	所沢市緑町一九一六	狭山市水野二五三一一二	入間市南峯三四九一 サ・フィオーレ一〇三	四一一三一六〇二一 カ一令和七年十二	月一日	指定年月日
月一日 令和七年十二	月一日 令和七年十一	月一日 令和七年十一	月一日 令和七年十二	月一日 令和七年十二	月一日 令和七年十二	月一日 令和七年十二	月一日 令和七年十一

二 指定施術機関

セキ薬局 藤久保	店	セキ薬局 藤久保	株式会社セキ薬	品
たかのだい薬局		たかのだい薬局	株式会社フェイ	ズ
だいだい訪問看護		だいだい訪問看護	社会福祉法人橙	北葛飾郡杉戸町高野台南一一令和七年十二
ステーション羽生		セレニティ訪問看護	株式会社エヌエ	八一一四
ステーション狭山ヶ丘	グロッサ訪問看護	護ステーション狭山ヶ丘	スケアさいたま	入間郡三芳町藤久保二〇一一令和七年十一
ステーション	S S A	合同会社G R O	比企郡小川町青山七三七一一	八一一四
			ハイツけやき台一〇三	入間郡三芳町藤久保二〇一一令和七年十二
			羽生市上手子林四六七二階	一月一日 令和七年十月
			所沢市けやき台二一三五一	月一日 令和七年十一
			ハイツけやき台一〇三	月一日 令和七年十二
			ハイツけやき台一〇三	月一日 令和七年十一
			ハイツけやき台一〇三	月一日 令和七年十二
			ハイツけやき台一〇三	月一日 令和七年十一
			ハイツけやき台一〇三	月一日 令和七年十二
			ハイツけやき台一〇三	月一日 令和七年十一

埼玉県告示第九百五十四号

告 示

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり変更の届出があつた。

令和七年十二月二十六日

埼玉県知事 大野元裕

一 指定医療機関

名 称	変 更 事 項	所 在 地	名 称	O K 訪問看護ステーション
フォレーストデンタル 鴻巣	変 更 前	春日部市道口蛭田一七 一〇一 六一一〇ハウスセブン	ク 鴻巣	オーケー訪問看護ステーション
医療法人社団デンタル ケアコミュニティ フォ レストデンタルクリニツ フォレーストデンタル鴻巣	変 更 後	春日部市中央一一九一 一三M二ビル三階	ン	O K 訪問看護ステーション

二 指定施術機関

氏 名	変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
清宮 忠	施 術 所	（追加）	（追加）
所在地	名 称	（追加）	（追加）

植木	
宏和	
施術所	
所在地	
ツ 三〇三号室	鶴ヶ島市上広谷一七六 一一ニユースカイハイ
○ 一三	鶴ヶ島市上広谷一四

告 示

埼玉県告示第九百五十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出があつた。

令和七年十二月二十六日

埼玉県知事 大野元裕

名 称	所 在 地	廢 止 年 月 日
いわさき内科・循環器科	志木市本町五一一五一一二	令和七年十月三十日
クリニツク公園ばし	秩父市中村町四一九一一三	令和七年十月三十日
医療法人徳洲会 行	行田市持田三一一五一一三	令和七年十月三十日
田ふれあいクリニック	所沢市東所沢二一一四一八	令和七年十月三十日
所沢いそのクリニック	入間市河原町一一三入間市駅前ビル二〇七	令和七年十月三十日
入間けやきクリニック	久喜市葛梅三一二一四	令和七年十月三十日
神澤歯科医院	ポンポン山歯科医院	令和七年十月三十日

				共立歯科医院
		セキ薬局 藤久保店	入間郡三芳町藤久保二〇一一一	蓮田市東五一九一一七
原田 薬局	あるま 薬局	薬局松山西	東松山市松山町一一一四一四五	令和七年十一月三日
一 F 熊谷市弥生一―六三一六弥生廣瀬ビル	○四一 D 東松山市箭弓町一一一七一 F 一日	一日	令和七年十月三十	令和七年十一月五日
六日 令和七年九月二十		一日	令和七年十月三十	

告 示

埼玉県告示第九百五十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり辞退の届出があつた。

令和七年十二月二十六日

埼玉県知事 大野元裕

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
ク 麻生デンタルクリニツ	上尾市上八二四一三	
		令和八年三月三十一日

告 示

埼玉県告示第九百五十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり変更の届出があつた。

令和七年十二月二十六日

埼玉県知事 大野元裕

名称	変更事項	サービスの種類
アイン薬局坂戸小沼店	在事業者所	変更前
一宮さいたま市大 七区桜木町一 五木一大	事地	変更後
一代々木東京都渋谷区 五二一一	店	居宅介護予防 居宅療養 管理指導 介護予防 居宅療養 管理指導

告 示

埼玉県告示第九百五十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があつた。

令和七年十二月二十六日

埼玉県知事 大野元裕

名称	所在地		サービスの種類	廃止年月日
店 ひばり薬局かやば	八 深谷市萱場三九 一三		居宅療養管理指導	
介護予防 管理指導 居宅療養	日	令和七年九月三十		

告 示

埼玉県告示第九百五十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり辞退の届出があつた。

令和七年十二月二十六日

埼玉県知事 大野元裕

名称	所在地	サービスの種類	辞退年月日
笠井歯科医院 アズハイム春日部	春日部市豊町五 一一九一五	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	令和七年十二月五 日
春日部市中央二 一二〇一五	特定施設入居者生 活介護 介護予防特定施設 入居者生活介護特定施設	特定施設入居者生 活介護	令和七年十二月八 日

告 示

埼玉県告示第九百六十号

富士見市から富士見都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第
二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県下水道局下水道事業課におい
て縦覧に供する。

令和七年十二月二十六日

埼玉県知事 大野元裕

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和七年十二月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年十二月二十六日

埼玉県北本県土整備事務所長 木村和正

路線名 桶川停車場線	供用開始の区間
桶川市寿一丁目六五七番一地先から同市寿一丁目七七四番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分に限る。）	供用開始の期日
令和七年十二月二十六日	備考
平成二十九年六月一日付け埼玉県北本県土整備事務所長告示第十一号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長一二三・八五メートル	

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和七年十二月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年十二月二十六日

埼玉県北本県土整備事務所長 木村和正

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	備考
鴻巣桶川さいたま線	桶川市寿二丁目一三八四番一地先から 同市東二丁目一〇六〇番一地先まで(ただし、関係図面に表示する部分に限る。)	令和七年十二月二十六日	平成二十九年六月一日付け埼玉県北本県 土整備事務所長告示第十二号で告示した 道路予定区域の一部供用開始である。 延長一七四・〇五メートル

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和七年十二月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年十二月二十六日

埼玉県北本県土整備事務所長 木村和正

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	備考
鴻巣川島線	鴻巣市箕田字平右エ門三五三三番一地 先から鴻巣市箕田字平右エ門三五三三番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分に限る。）	令和七年十二月二十六日	平成二十七年十月一日付け埼玉県北本県土整備事務所長告示第六号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長二十三・四〇メートル

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和七年十二月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年十二月二十六日

埼玉県秩父県土整備事務所長 新井昌行

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 二百九十九号
- 三 道路の区域

旧 新 別	区 間	
地先まで	一地先まで	敷地の幅員 (メートル)
五・四〇・三一・〇〇	六・二〇・三〇・八〇	延 長 (メートル)
一一三〇・〇〇	三一六・〇〇	
先から同郡同町三山字田ノ頭三八八番七 秩父郡小鹿野町三山字久月六七五番地 地先まで	旧A、旧Bは、小鹿野町 に引き継ぐ。	備 考

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和七年十二月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年十二月二十六日

埼玉県秩父県土整備事務所長 新井昌行

- | | |
|---------|---------|
| 一 道路の種類 | 県道 |
| 二 路線名 | 下戦場塩貝戸線 |
| 三 道路の区域 | |

新	旧	旧 新 別
秩父郡皆野町大字皆野字辻原二五一二 番六地先から同郡同町大字皆野字塩貝 戸二四六六番三地先まで	秩父郡皆野町大字皆野字辻原二五一二 番六地先から同郡同町大字皆野字塩貝 戸二四六六番三地先まで	区間
七・九六・一三・一六	五・一九・五・七〇	敷地の幅員 (メートル)
二九・三九	二四・六三	延長 (メートル)
		備考

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和七年十二月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年十二月二十六日

埼玉県秩父県土整備事務所長 新井昌行

- | | |
|---------|---------|
| 一 道路の種類 | 県道 |
| 二 路線名 | 皆野両神荒川線 |
| 三 道路の区域 | |

新	旧	旧 新 別
	秩父郡皆野町大字皆野字塩貝戸二四六 四番一地先から同郡同町大字皆野字塩 貝戸二四六五番一地先まで	区間
九・四二・一・二・二・一〇	七・〇五・七・三九	(メートル) 敷地の幅員
三六・九九	三六・九九	(メートル) 延長
		備考

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和七年十二月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年十二月二十六日

埼玉県秩父県土整備事務所長 新井昌行

- | | |
|---------|---------|
| 一 道路の種類 | 県道 |
| 二 路線名 | 皆野両神荒川線 |
| 三 道路の区域 | |

新	旧	旧 新 別
一二八八番二地先まで	秩父郡皆野町大字皆野字下原 一二八九番六地先から同郡同町大字皆野字下原	区間
九・八二一〇・〇〇	八・〇六〇八・三〇	敷地の幅員 (メートル)
四・四二	四・四二	延長 (メートル)
		備考

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和七年十二月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年十二月二十六日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 小野寺 貴郎

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	備考
県道寄居岡部深谷線	深谷市本郷字渡瀬西一八七〇番一地先から 同市本郷字渡瀬西一八三三番一地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)	令和七年十一月二十六日	令和四年八月三十日付け埼玉県熊谷県土整備事務所長告示 第三号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長一一三・七五メートル

告 示

埼玉県議会告示第五号

埼玉県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年十二月二十六日

埼玉県議会議長 白土幸仁

埼玉県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程

埼玉県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程（令和五年埼玉県議会告示第一号）の一部を次のように改正する。

様式第一号、様式第十号及び様式第十六号中「又は住民基本台帳カード（住所記載のあむもの）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和八年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の際現にこの規程による改正前の埼玉県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の規定に基づいて提出されている書類は、この規程による改正後の埼玉県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の規定に基づいて提出された書類とみなす。

告 示

埼玉県公営企業告示第六十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和七年十二月二十六日

埼玉県公営企業管理者 板東博之

1 落札に係る建設工事の名称

総A除) 025水整第801号大久保浄水場生物活性炭吸着池機械設備工事

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県水道整備事務所 埼玉県さいたま市桜区大字五関387番地2

3 落札者を決定した日

令和7年10月28日

4 落札者の氏名及び住所

メタウォーター株式会社 東京都千代田区神田須田町1丁目25番地

5 落札金額

5,883,900,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和7年6月27日

告 示

埼玉県教委告示第三十号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和七年十二月二十六日

埼玉県教育委員会教育長　日吉

亨

一　日時
令和八年一月八日　午前十時

二　場所
さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三　議題
当面する教育関係諸問題について